

近代大阪における警察社会事業と武田慎治郎の感化実践

— 大阪府立修徳館と武田塾 —

飯田 直樹

要旨 本稿は、かつて私が「画一的・官僚的・強制的」と評価した警察社会事業を改めて検討するために、警察事業を中心的に担った武田慎治郎が警察官退職後に運営した大阪府立修徳館（1908年創設）と武田塾（1926年創設）という二つの感化院を取り上げ、武田の感化実践を考察したものである。

武田は、「不良少年」たちの意見を施設運営の一部に取り入れるなど、少年の人権に配慮することができる人物であった。武田の実践は「画一的・官僚的・強制的」な取締りを本質とする警察社会事業の枠には取まらない性格を持っていたと評価することができる。

武田の意向がその運営により反映していたと考えられる武田塾では、地元住民を対象とする様々な隣保事業が実施された。1918年の米騒動後、それまでの強制的な社会事業のあり方を反省した警察は、保育事業など各種の隣保事業を実施しており、武田塾での隣保事業の実施は米騒動後の警察の動向と共通するものがあったと言える。つまり、武田塾での武田の感化実践も、米騒動後の警察社会事業の隣保事業化という文脈のなかで位置づけられるものと考えられるのである。

はじめに

大阪では、日露戦後に新興実業家の支援を受け貧困児童を対象とする夜学校など警察社会事業が始まった。本稿では、武田慎治郎という元警察官がその運営にあたった大阪府立修徳館と武田塾という二つの感化教育施設を取り上げ、かつて「画一的・官僚的・強制的」取締りを本質とすると性格づけた警察事業¹を改めて検討することを目的とする。

本稿でとりあげる武田慎治郎は、感化史上、よく知られた人物である。先行研究では、西日本感化事業界の「リーダー的存在」²として、あるいは感化法の改正法である少年救護法の成立運動に「先導的な役割」³を果たした人物などとして位置づけられている。武田塾所蔵資料を用いて武田の実践活動を「実務家の目」で詳細に検討した元家庭裁判所調査官藤原正範の研究もある⁴。しかし、いずれの研究も武田が警察官時代に警察社会事業に従事していたことを重視しておらず、したがってそのことが武田の感化実践にいかなる影響を与えたのか、検討していない。私見では、武田が当時の感化事業界で指導的な役割を果たすことができたのは、警察社会事業に従事してきたことが一つの要因であると考えられる。後述するように武田は、武田塾において塾生だけでなく、地元住民に対しても様々な隣保事業を実施していた。この活動は、同時期の警察社会事業の隣保事業化と軌を一にするものであり、警察事業の動向をぬきにしては武田の実践を理解することはできないと考える。要するに、武田の実

践を理解するためには、武田が警察官時代に警察社会事業に従事していたという事実をふまえる必要があるということになる。

本稿では、以上のような立場から武田慎治郎の実践活動について検討することにする。まず、「1」で警察社会事業の限界を確認した上で、本稿で改めて警察事業を検討する理由を示したい。次いで「2」で公立の感化院である大阪府立修徳館の事業を検討し、さらに「3」で武田が私費で設立した武田塾を取り上げ、それが隣保事業施設へと変貌していく過程を確認し、その要因を検討したい。

1. 警察社会事業について

1. 武田慎治郎について

武田慎治郎(1868-1940)は、1868年越前国丹生郡寺島村(現福井県福井市)の酒造業武内治左右の長男として生まれた。しかし武内家が破産したため、小学中等科で修了し、学校の助教員や村役場の書記をつとめるなどしていた。1884年には絶家となった武田又兵衛家の戸主となっている。1887年、独学することを決意し、まずは岐阜で、次いで東京で、それぞれ医家の書生をしながら法学を学んだ。東京では東京法学院(現中央大学)英法科に入学し、1890年に代言人試験を受けるが、不合格となった。そのため、法曹の道をあきらめ、翌年警視庁巡査として就職した。ただし、このときの勉学は後に武田が少年救護法案原案を起草する際に活かされたと言われている⁵。警視庁内では警部まで昇進した後、1898年から鹿児島県に赴任した。その間、1899年8月から翌年2月まで警察監獄学校警察科で教育をうけた。この時期に後に感化事業で影響を受ける小河滋次郎や留岡幸助(兩人とも同校の講師・教授)と知り合ったと考えられる。1902年からは大阪府警察部に異動し、後述する警察社会事業に関与することになる⁶。

2. 警察出身の3人の社会事業家

近代大阪における社会事業の歴史、特に1918年の大阪府方面委員制度の創設までを振り返ると、1911年のいわゆる済生勅語が大きな意味を持っていたと考えられる。この勅語は、日露戦後の日本の急速な帝国主義化にともない、都市部を中心として国内の社会矛盾が激化したことに対応して出されたものであった⁷。大阪ではこの勅語発布を機に、富豪たちに対して済生会事業だけでなく様々な社会事業や公共事業への寄付が奨励されるとともに、警察が社会事業の分野に進出するようになった。

警察社会事業とは、警察官もしくは元警察官がその設立や運営に中心的な役割を果たした社会事業のことである。この事業は、「警察出身の社会事業家の三羽烏」⁸と称される3人の警視の業績として知られている。3人の警視とは、久保田権四郎(現クボタ創業者)や新田長次郎(現ニッタ創業者)といった実業家の支援を受けて不就学児童向けの二つの夜学校(有隣小学校と徳風小学校)の開校(1911年)に尽力した天野時三郎(後の大阪市社会部長)、釜ヶ崎近くで簡易宿泊所(「おやど」)である大阪自彊館の開設(1912年)に尽力した中村三徳、そして大阪府立修徳館長をつとめた武田慎治郎である⁹。

武田は保安課長時代に警察部長池上四郎(後の大阪市長)の意向を受け、大阪府立修徳館(現大阪府立修徳学院)の創設(1908年)に尽力した。その後、曾根崎署長に転じると、1911年春から舟場(ふ

なば) 部落という未解放部落に暮らす不就学児童を対象とする就学督励事業(夜学校)や保育事業を開始した。曾根崎署員三好白羽によれば、曾根崎署は1912年10月時点では舟場部落に暮らすトラホーム患者の治療についても「計画中」であった¹⁰。曾根崎署は翌年4月下旬に舟場部落にある称名寺にトラホーム施療所を設置した¹¹。曾根崎署が同部落内の住民700名を調査した結果、うち450名が「慢性トラホーム患者」であったという。署長である武田が、大阪病院と交渉し、眼科医を派遣してもらい、施療所設置にいたったのである。当初この施療所では「強制的に手当を加へたるに、嘗て眼科医などの診療を受けたる事なき住民等は眼が潰れても手術は厭だと駄々を捏ね、一時警官を困らせ」という。しかし、月末になると、「続々全快せるを見て〔住民たちは〕漸く有難がり、昨今は一日平均手術患者百余名あり」という状況になったという。図1はこの施療所を撮影したものである。この施療所が「葉村町外二ヶ町トラホーム施療所」という名称であったことがわかる。葉村町外二ヶ町とは舟場部落のことであり、前列中央に制服姿で写っているのが武田である。曾根崎署時代の武田の活動からわかるように、警察社会事業は部落対策事業という性格をもっていた。



図1 葉村町外二ヶ町トラホーム施療所 1913年(社会福祉法人武田塾蔵)

3. 大阪社会事業の主流としての警察事業

かつて私は、これらの警察事業は「画一的・官僚的・強制的」な取締りを本質とするものであって、貧困事情の個別性に柔軟に対応することが不得手であるという限界があり、このような限界を克服する新たな社会事業として、「不定形かつ情緒的で個別的な働きかけ」¹²と特徴づけられる方面活動を民間委員が担う方面委員制度が創設されたと考えた¹³。

これに対し松下孝昭は、警察事業は「一部の部落を対象としたいわば点としての救済事業にすぎず、

行政が積極的に散布し始めた諸施設と補完的關係に立ちつつ、全住民を面として把握して社会事業の対象としようとする米騒動後の施策とは質的な差異と断絶があると私は考える¹⁴と拙稿を批判した。警察事業と方面委員制度との間に「質的な差異」があることについては拙稿で主張したつもりであり、別稿¹⁵でも再論しているから、「質的な差異」があること自体については松下と私とに対立点はないと考える。

したがって問題は、警察事業を松下のように「一部の部落を対象としたいわば点としての救済事業にすぎず」と評価してよいのかということにあると考える。私は、警察事業は方面委員創設前の大阪における社会事業の主流と位置づけることが可能であると考えている。そのことを本論に入る前に少し確認しておきたい。

1917年に大阪府が発行した『大阪慈恵事業の栞』という冊子には、当時の府内で活動していた124の社会事業施設の基本情報（事業内容、設立主体、沿革など）が、15分野に分けて掲載されている。このうち、警察事業と考えられる施設は14あり、数は多くないものの、その分野は10に及ぶ。①一般的救済、②救療及衛生、③育児（孤児養育）、④教育、⑤昼間保育、⑥盲啞保護、⑦感化教育、⑧養老その他、⑨職業紹介及宿泊授産、⑩地方改善（部落改善）である¹⁶。警察事業が関わった事業は広範であり、当該期の大阪で展開された社会事業領域の大半をカバーする。このような社会事業は当時の大阪では唯一のものである。

また警察が創設に直接関わらなかった事業のなかにも、警察から影響を受けたものがあった。1911年に大阪毎日新聞社々長本山彦一の提案によって創設された大阪毎日新聞慈善団（現毎日新聞大阪社会事業団）は、無料巡回病院事業を展開していた。1921年7月からは、巡回病院船というユニークな事業を開始したが、これは同年2月より慈善団主事に就任した中村三徳の献策で実現したものであった。中村は水上警察署勤務時代の経験から巡回船の提案をしたという¹⁷。また慈善団の施療券は警察が配付しており、済生会病院・診療所の施療券も大阪では方面委員創設までは警察が配付していた¹⁸。

以上のことから、松下のように警察社会事業を「一部の部落を対象としたいわば点としての救済事業」と評価するのは適切ではないと考える。

なお、大阪における警察社会事業は、全国的に見て特殊な事例と考える。1909年10月に開催された第二回感化救済事業講習会において、内務省警保局長であった有松英義は「感化救済ト警察」と題する講演をしている。この講演のなかで有松は、「警察官は直接には救済事業には関与せざるを以て原則と致したいのであります、是は救済事業なるものの性質に於て然るのみならず、警察の職責から申述べても是等の事に関与さすことは許せない場合があります。警察の救済事業に於ける関係は単に救済事業の当局者を援助することに、それも必要の場合に於てのみ関係を有することに止めたいのであります」¹⁹と述べていた。警察が原則として直接に「救済事業」に関与しないことは、当時の政府の公式見解であったのであり、このような政府の見解からすれば大阪の警察事業は例外的な事例であったと言える。しかし、米騒動後になると状況はやや変わってくる。大日方純夫によれば、米騒動後に警視庁は「無料浴場や子供預所・無料授産所」など労働者の「救済保護」を目的とする財団法人労働保護協会という「警察的社会政策機関」や、大阪など関西各府県の警察から学びながら人事相談所を

設置している²⁰。このような米騒動後の動向を「善導」主義的政策と捉えなおした宮地忠彦は、これらの政策が様々な問題を抱えていたことを指摘する。全国的に普及した警察の人事相談事業は、社会事業当局者の間では「過渡的なもの」と考えられており、しかも専任の警察官がないなど「資源不足」に悩まされていたというのである²¹。本稿では、他府県の事業がこのような問題を抱える一方で、米騒動前にすでに始動していた大阪の警察事業が騒動後にどのように変化したのかを、武田塾を素材にしながらか検討することにしたい。

4. 警察社会事業の限界と個別性

さて、先に警察事業には「画一的・官僚的・強制的」な取締りを本質とするという限界があったと指摘したが、事業によっては、あるいは事業の担い手である警察官個人によっては、そうとは言い切れない面があったことも事実である。

1912年2月17日朝、南区下寺町にあった愛染橋保育所に一人の棄児が預けられた。この保育所は岡山孤児院（1887年創設）が大阪事業の一つとして1909年7月に開設したものであった²²。棄児の父親が保育所宛に養育を依頼するために出した葉書（図2）が残されている。棄児の親が出した自筆の葉書の残存例は全国でも珍しいという²³。父親は、この葉書のなかで自らが「難病」で、妻はその看病で仕事に就けず、「親子三人路頭に迷ふ」状況のため、岡山孤児院で1年ほど養育してほしいと依頼していた。保育所の責任者であった富田象吉は難波署に「出頭」し、署長

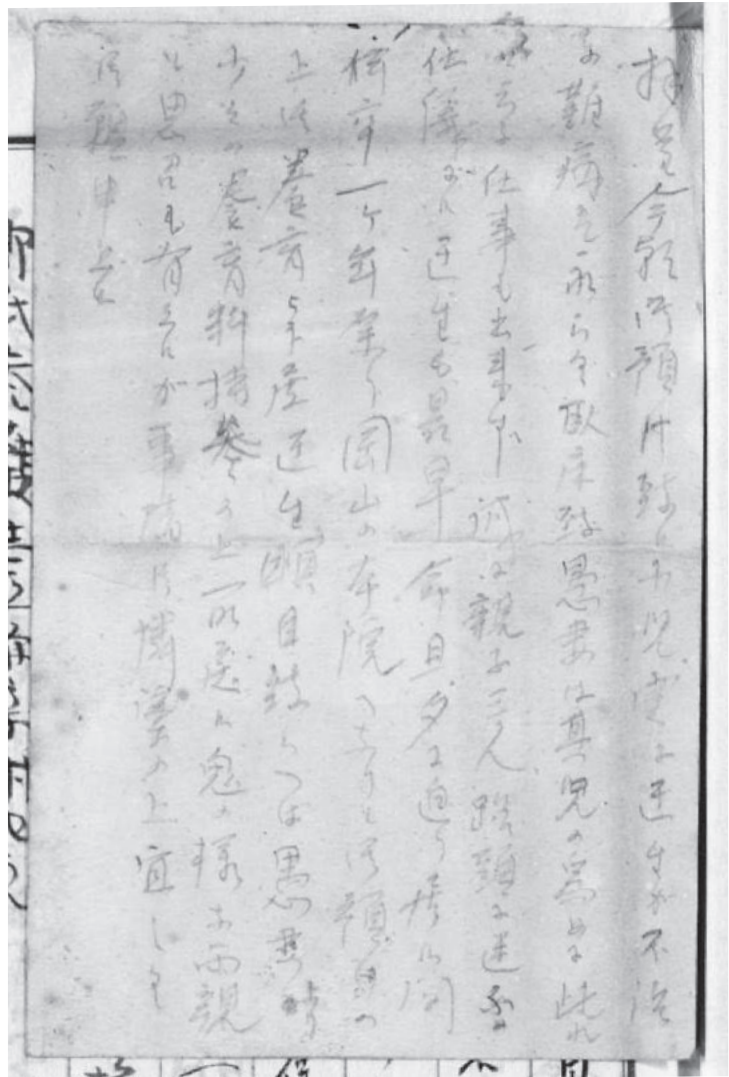


図2 棄児の父親が出した葉書（社会福祉法人石井記念愛染園蔵）

天野時三郎に相談したところ、天野は棄児として扱うと犯罪を構成するので、棄児ではなく「無籍者」として取り扱ってほしいと富田に伝えた²⁴。武田とともに「警察出身の社会事業家の三羽鳥」の一人であった天野が取締り至上主義に陥ることなく、困窮者に温情措置をとることができる人物であったことがうかがえるのである。

この天野の事例は、警察事業を一括りに扱うのではなく、個別的に検討することを我々に要請していると考えられる。本稿で武田慎治郎の実践を通して警察社会事業を検討するのは以上の理由による。

2. 武田慎治郎と大阪府立修徳館

1. 感化法と修徳館

大阪府立修徳館は、1907年4月に内務大臣の認可を得て、翌年1月に西成郡中津村と神津村にまたがる旧中津川廃川地（現大阪市淀川区新北野）に開館した。館の仮事務所は館の建物竣工までは大阪府警察部に置かれており、当時警察部経理係にいて創設費と経常費の編成を担当した中村三徳によれば、開館事務の中心となったのは保安課長武田慎治郎であった²⁵。武田によれば、修徳館設立計画は「純然たる防犯上の見地から」立てられたのだという²⁶。

修徳館は、未成年犯罪者や不良少年などを感化院に収容し、感化教育することを目的として制定された感化法（1900年制定、1908年改正）という国法にもとづき設立・運営されたという点で、他の警察事業と異なる²⁷。大阪府設置の公立感化院である修徳館には、修徳館が開館した1908年に改正された感化法第五条に規定された以下の者が収容された。①満8歳以上18歳未満の者で、「不良行為ヲ為シ、又ハ不良行為ヲ為スノ虞」があり、かつ適当な親権者がなく、知事が入館を認めた者²⁸と、②18歳未満の者で、親権者又は後見人より入院を出願し、知事が入館を認めた者であり、このうち警察経由で入館する①が入館者（開館から1914年7月末までの全入館者527名）の約77%を占めた。修徳館の収容定数は180人（全国の感化院で最大）で、1911年3月からは女子も収容していた。

館生の入館時の年齢構成は、「八歳より漸次増加し、最多数は十三歳、之に次ぐを十四歳とし、以下十八歳迄年次遞減せり」というものであった。この構成は、感化法改正のきっかけとなった1907年の刑法改正により、刑事責任年齢が14歳以上と改められるとともに、未成年犯罪者の収容先であった懲治場が廃止されたことと関係している。つまり、従来であれば懲治処分にされていた8歳から16歳までの少年のうち、主に刑事責任年齢未満のものを修徳館が収容したということの意味していると考えられる²⁹。

さて、不良少年たちの「不良」の内容についてであるが、館生の「持癖」で最も多いのが盗癖で、館生の約74%を占めていた。不良の原因として最も多いのが、家計貧困（53%）、次いで家庭組織の「不完全」（31%強）と報告されている。

2. 修徳館の家族制度

武田は1913年11月12日に曾根崎署長を退職し、警察界から引退すると、翌日に修徳館館長に任命された。館長となった武田は、田中淳蔵前館長時代の「家族制度」を継承した³⁰。武田は、館の周囲に逃亡を防ぐための塀を設けなかった。修徳館近くに住み、武田と親しく交流した大阪毎日新聞の記者村嶋歸之が理由を尋ねると、逃亡を防ぐのに必要なのは、塀ではなく「愛のしがらみ」であると語ったという³¹。武田は、不良化防止のためには、「親の愛」（家族）と不得手な科目についての「適当な処置」（教育）が必要であることを主張していたのである³²。

修徳館に暮らす少年にとって、修徳館は学校と家庭という二つの機能を持っていた。在館生は、15名ごとにそれぞれ独立した建物である舎宅（家庭）で暮らしていた。図3は、1923年時点の修徳館建物の配置図である。本館を中心にして、15の家族舎が分散して配置されており、あたかも一般家庭の

子供が通学するように、館生が「家庭」から本館へ「通学」するように設計されていたことがわかる。



図3 大阪府立修徳館配置要図 1923年 (大阪府立中央図書館蔵)

また、各家庭には保母（「お母さん」）1名が配置され、館生と「寝食を共に」した。図4は、1922年時点のもので、幼年部の家族舎を撮影したものである。コの字型に机が並び、13名の館生が座って勉強している。その奥の中央部に2人の女性が座っている。どちらかが保母であろう。



図4 修徳館幼年部家庭 1922年 (大阪府立修徳学院蔵)

このような家族制度は、留岡幸助が1899年に東京巢鴨に設立した私設の感化院である家庭学校の影響によるものと推測される。同校でも家族制度を採用し、一家族の構成人数の上限は15名であった。「愛のしがらみ」という発言は、留岡の「愛是最堅之牆壁也」（愛は最も堅固な障壁である）という感化教育理念を想起させるものである³³。修徳館が、1923年に中河内郡堅下村（現柏原市）に移転すると、職員夫婦が各家庭に配置されるようになり、より家庭色が強まるようになった³⁴。図5は、柏原移転後のものである。先の図4の段階、すなわち柏原移転前の段階では、保母のみが各家庭に配置されていたが、この段階では館生12名とともに、職員夫婦と思われる男女と一緒に食事していることが確認できる。

家庭学校を参考にした家族制度は、他の感化院でも採用されていたから、修徳館のそれが特異なものであったわけではない³⁵。ただし、次に紹介する自炊制度は、全国的にみても大変ユニークな取り組みであったと考えられる。

修徳館では、1917年6月1日から家庭ごとのかまどで保母の指導を受けた生徒たちが共同で炊事をするようになった。それまでは、女子家庭のみ自炊を行い、男子家庭は「特別炊事人」（職員）が食事をつくっていた。このような制度が採用されたのは、食事に対する在館生からの苦情を減らす目的からであったという。実施に先立ち、その可否を全生徒に質したところ、「是非やって欲しい」ということになり、実施されたという。食事の内容は「飯は麦四、米六の割合にて、又菜は本館農園に産するものを主」とするもので、「各児孰れも興味と満足を以て」自炊に取り組んだという³⁶。図6は、柏原移転後に撮影されたものである。割烹着を着て、包丁を使う女性が保母であろう。男子三名が炊事に協力している場面を撮影したものである。



図5 修徳館での食事 1929年（大阪府立修徳学院蔵）



図6 修徳館での炊事 1929年（大阪府立修徳学院蔵）

修徳館の他に自炊制度を採用した感化院としては、管見のかぎり「悉く生徒の手でやらした」私立山梨農芸苑³⁷や、「子供全体がやる」埼玉県立埼玉学園³⁸、さらには「炊事ノ一部ハ生徒ニ手伝」わせた秋田県立陶育院³⁹があるぐらいで、炊婦（夫）を雇う感化院が一般的であったと考えられる⁴⁰。

3. 武田慎治郎日誌からみる武田と修徳館生

武田慎治郎は修徳館の館長時代に日誌を記していた⁴¹。日誌の記述から、家族制度の実態、さらには武田と館生やその親との関係をうかがってみたい。

1914年3月18日の午後7時頃、女子館生藤本スヘノ他4名が逃走し、翌日朝5時頃同じく武内タマが、さらに同日午後2時過ぎ管久ヨシ他2名が、それぞれ逃走するという「事件」が発生した。武田は、この原因について「八木保母カ辞職ノ意思ヲ表白セシカ為メ、八木保母ト去就ヲ共ニセントスルノ考ヘヨリ出テシモノト察セラル」と記していた。おそらく逃走した9名の女子館生は、保母の八木が母親役をつとめる同じ家族舎で生活していたと推測される。八木が辞職を表明したために、「母親」を失うことに館生が絶望して逃走に至ったというのが真相ではなかろうか。館生の逃走という事態から逆に修徳館における保母と館生との関係が親密なものであり、文字通り「家族」にふさわしい関係であったことがうかがえるのである。

武田は、市立工業学校に通う在館生の東基直から「今後登校スルニ忍ヒサル旨泣訴」された。1915年7月12日のことである。事情を聞くと、英語教師より「各生徒ノ在所調」があり、修徳館と答えたところ、「教師ハ知り居ルニ不抱」、再三質問され、最終的には「修徳館生ハ信用スヘカラス、何ンセ長続キスルモノニアラス」と言われ、他生徒からも冷評されたという。これを聞いた武田は学校に教師鶴川富男を派遣して、校長に適切な処置を求めた。武田は、この日の日誌を「学校ニ於テハ東ノ成績良好ナリ」という一文で終えている。修徳館生であることを理由とする不当な扱いを許さない武田の人権意識や館生への愛情がうかがえる事例と言えよう。

大阪府立修徳館は、館生の成長を第一に考え、その人権についても配慮することができる武田のもと、自炊制度のように一部の事業については館生の意見も取り入れながら、「民主的」な運営がなされていたのであった。

次に武田と親との関係をその日誌から検討したいが、その前に感化法における親権の位置づけについて確認しておきたい。1908年に改正された感化法第五条第一号では、「満八歳以上十八歳未満ノ者ニシテ不良行為ヲ為シ、又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ、且適當ニ親権ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者」の感化院への収容が規定されていた。しかし、明治民法では親権の喪失は裁判によると規定されているにもかかわらず、改正感化法では行政官である地方長官の判断によって行われ得るという問題を有していた⁴²。感化法上、親権はこのように位置づけられていたが、武田は館生の親に対していかなる対応をしたのであろうか。

武田が館長に就任してまもなくの1913年12月1日、館生三井虎太郎の実父岩太郎が来館して、虎太郎の退館を求めた。その理由は、「自身ハ画工ナルモ聾啞者ナルカ故、虎太郎ノ補助ヲ得ントスル」ということであった。岩太郎の要請を受けた武田は、「事情酌量スヘキ点ナキニアラサルモ、放慢ノ情状アル虎太郎ヲシテ、若シ原家庭ニ帰還セシメタル後、果シテ現状ヲ維持シ得ル也、甚タ疑ハシキ」と岩太郎に説明したという。結局、岩太郎は「親ノ情トシテ子ノ立身ヲ望マサルモノナキノ故ナルカ、自己ノ不自由ヲ忍ビ、虎太郎ノ在館ヲ希望シ」そのまま帰ったのであった。武田は、一方で館生の現状や成長を第一に考えて館生の処遇を判断し、他方で「子ノ立身」という目標を親と共有し、館生の処遇を親に納得させたのである。

このように武田は、館生の人権を尊重するとともに、親権にも配慮できる人物であった。両者は、武田個人のなかでは、擬似的な家族環境のなかで館生を養育するという家族制度を媒介にして矛盾な

く考えられていたのではないだろうか。

3. 武田塾と隣保事業化

1. 武田塾の創設と隣保事業化

武田は、館長退職を見据えて1926年に私費でより小規模な感化矯正施設として武田塾（現社会福祉法人武田塾）を修徳館近くに創設し、1927年の館長退職後は塾長として運営に専念した⁴³。武田塾でも家族制度が採用されたが、早期矯正に効果があるとの武田の信念から、入塾児童を12歳以下に限定した。収容児童数は12名以下と小規模であった。そのため、修徳館では職員夫婦が在館生の両親役を担っていたが、武田塾では武田慎治郎・ヒサ夫妻が



図7 武田塾食事室 1927年（社会福祉法人武田塾蔵）

その役を担うことになった。図7は、武田塾食堂での食事風景を撮影したものである。この図で確認できるように、武田塾では塾生と職員が食堂で一緒に食事をした。テーブルの奥に座っているのが武田慎治郎・ヒサ夫妻である。武田は塾生からは「おじさま」と呼ばれていた。

注目すべきなのは、武田の意向がその運営により反映していたと考えられる武田塾において、地元住民を対象とする様々な隣保事業が実施されたことである。

武田塾では、1927年に地元の堅下村の学齢児童を対象とする「子供の会」が組織され、同年6月19日から毎月1回娯楽会を開催するという事業が始まっている。大阪府知事による塾設立認可（同年5月18日）から1ヶ月後のことである。当初、この子供の会は、塾の事業とは「別個ノ立場ニ於テ試験的ニ」実施されたものであったが、1932年4月10日の会（第53回）から塾の事業に移管された。図8は、この第53回を撮影したものである。この時は、180名の子供が参加し、塾生と子供会員合同で童話劇が行われた。塾の講堂は「立錫の余地もなき」状況であったという⁴⁴。



図8 武田塾子供の会 1932年（社会福祉法人武田塾蔵）

武田塾は、この移管を機に隣保事業を本格化させた。まず、同年5月18日に隣保事業を兼営するために寄付行為を変更した（塾の財団法人認可は1930年3月10日）。次いで、1933年の三菱合資会社からの寄付を機に隣保事業の拠点となる厚生館を完成させた（同年10月）。落成式には、子供会員189名を含む約300名が参加し、塾生・子供会員による児童劇や、大阪市内から招かれた市岡第一小学校生

徒による舞踊が披露された⁴⁵。

昭和恐慌後に全国的に農村社会事業が展開されるなかで、武田塾も図9にみられるように1933年11月4日から1ヶ月にわたり地元農家を対象とする保育所事業を実施している。武田塾は、同期間内に一日当たり最大44名、延べ1075名の幼児を預かった。その後も春秋の農繁期に保育所を開設し、1935年11月にこれを常設化した。さらに武田塾は、塾生に小学校卒業資格を与えるため、1934年4月に小学部を開設したが、小学部は地元児童も受け

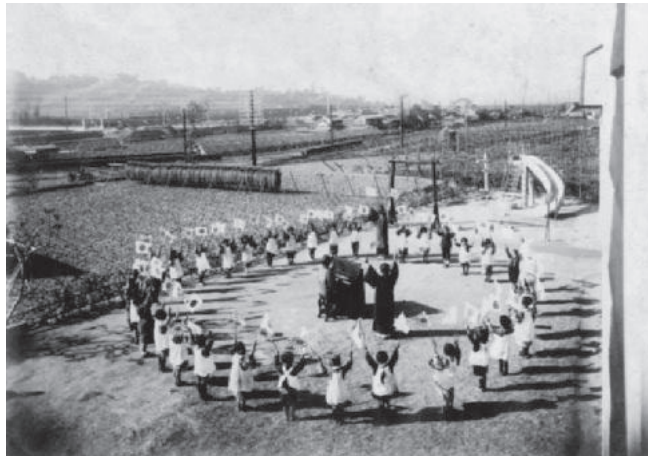


図9 武田塾農繁期保育所 1933年（社会福祉法人武田塾蔵）

入れた。このような地元での実績が認められたからか、同年12月には地元住民9名が発起人となって塾の後援会が組織されることになった。その後も武田塾は、地元青年に対して1935年12月に積善倶楽部なる会員制の組織をつくり、図書室などを備えた積善館（1936年4月竣工）を提供するなどした。

武田慎治郎が私費で設立した武田塾は、その初期から隣保事業を開始し、数年でそれを少年感化とならぶ塾事業の柱とするに至ったのである。このような隣保事業化の動きを、同時代の他の警察社会事業施設でも確認してみよう。

1912年に労働者の簡易宿泊所として創設された大阪自彊館は、1926年6月から釜ヶ崎やその周辺に住む人々を対象に保育事業を開始している⁴⁶。月額2円の保育料以外徴収しないという条件であったため、応募者が殺到し、定員枠を90名に拡大したという。この事業は昭和20年敗戦まで続けられた。次いで、1927年からは、同年1月の隣保館竣工を機に、英語講座や習字講座などを地域住民に無料で開放する成人講座を行うようになった。この事業には、講師として佐伯祐正（画家佐伯祐三の兄）などが協力していた。中津町（現大阪市北区）にある光徳寺の住職であった佐伯は、1921年より自坊で善隣館（現社会福祉法人光徳寺善隣館中津学園）というセトルメント事業を始めた人物であり、日本初の公営セトルメントである大阪市民館（1921年創設、後の北市民館）の職員でもあった。

2. 米騒動後の隣保事業化

以上みてきたように、武田塾や大阪自彊館などの警察社会事業は、おそくとも大正末から昭和初期にかけて隣保事業施設へと変貌していたわけだが、そのような変化のきっかけとなったのは1918年の米騒動であったと考える。

1918年の米騒動は、大阪では8月11日から始まった。その日の発生場所は、釜ヶ崎、下寺町、広田町など徳風小学校の通学区域、すなわち警察社会事業の対象地域だった。このことに衝撃を受けた警察は、翌年4月から新たに部落事務員事業を開始した⁴⁷。

警察は、これらの発生場所を含む貧困地区7ヶ所を「部落」と把握し、そこに設置した出張所に「部落改善」を任務とする部落事務員を家族とともに居住させた⁴⁸。部落事務員は警部補もしくは巡査部長から選任され、7名の部落事務員のうち、6名は方面委員でもあった。貧困地区を外部から「改善」

するというそれまでの方法から、当該地区に警察官を居住させ、内部から「改善」という方法へと方針転換したのである。

大阪府警察部は、この事業の実施前に事務員の講習会を開催した。実施されたのは、大正8年3月の5日、8日、12日、15日、19日の各日（計5回）である。第一回から第四回までは石井記念愛染園で開催された。愛染園は、岡山孤児院の大阪での事業を、孤児院設立者である石井十次の死後、その友人である大原孫三郎が整理・継承して設立された施設である⁴⁹。最終の第五回は修徳館で開催され、参加者は同館を「実地見学」した。この日、案内役をつとめたであろう館長の武田慎治郎は、実はこの講習会すべてに参加していた⁵⁰。

興味深いのは、この講習会の科目に「細民同化事業（セツルメントワーク）」が含まれており、その講師をセツルメント研究のパイオニアであった大林宗嗣⁵¹がつとめていたことである。部落事務員や武田らは、この講習会で当時最新のセツルメント研究を学んだということになる。

そもそもこの講習会をコーディネートしたのは、愛染園に付設された大原救済事業研究所（1919年2月12日設立、同年9月に大原社会問題研究所に統合）の委員高田慎吾であった。大林はこの救済事業研究所の研究員であり、1921年からは高田とともに研究所から刊行される『日本社会事業年鑑』の編集・執筆を担当した。この年鑑は、全国の社会事業の概況をまとめたもので、その1922年版では、部落事務員事業が「セツルメント事業」として市民館や愛染園とともに紹介されていた。詳述すると、同事業が紹介されたのは「第八章 社会教化事業」の「六 セツルメント事業」においてであって、大林はそこで「此種の事業は大正八年以後に発達したものであると云ってもよい。大阪市では警察部の部落改善事業が即ち之れに当る」と述べた上で、「事業内容の多方面」な例として市民館を挙げるとともに、「^(ママ)コムミュニティーとの接触の点」で「比較的よく行き届いた」例として、部落事務員事業をあげていたのである⁵²。

大林は、自ら指導して創設された部落事務員事業を「セツルメント」として高く評価していたわけだが、このことは、警察が米騒動を機に隣保事業を計画しており、その具体化が部落事務員事業であったことを推測させる。実は、このような推測を裏付ける出来事があった。

米騒動後のある日、村嶋歸之と島村育人が大阪府警察部長田中千里から料亭に招かれた⁵³。村嶋を誘ったのは特高課長加々美武夫である。後に第8代大阪市長となる加々美が特高課長に就任するのは1919年9月のことであるから⁵⁴、この時、すでに部落事務員事業は始まっている。村嶋は、当時「労働組合運動のリーダー格に押し上げられて」いたから、彼にとって、警察部長からの招待は「あまり気味のよいものではなかった」。島村は、アメリカ留学の経験を持つ「ドクトル」で、この後、大阪市嘱託として市民館建設準備で中心的な役割を果たす人物であった。

この席で二人は、田中から「全国にさきがけて…無産大衆の生活改善指導を主眼とする「文化警察」といったようなものを新しく組織化して行きたい」という構想を聞かされ、それへの協力を求められたのである。その内容は「大阪の一ばん大きな貧民窟—今宮と木津に隣保館を建設して貧しい人々の生活改善、指導を始め」たい、しかし「今日警察官の中からは、残念ながらその適格者は得られ」ないので、「社会問題に造詣深い、そして理想と情熱に燃えるお二人のお力添えをぜひ願いたい」、だか

ら二人には警部という身分で「貧民窟に住みこんで頂き」、「細民小学校」の校長を兼務してほしい、というものであった。

この構想で警察が建設しようとした建物の名称が「隣保館」であったことが示すように、警察が米騒動後に隣保事業化を目指していたことは明らかであろう。少し踏み込んで推測するならば、警察は部落事務員事業だけでは満足しておらず、村嶋や島村に協力を依頼したことが示すように、知識人が貧困地区に居住し、住民達を啓蒙するという、より本来の意味での隣保事業を進めようとしていたと言えるのではないだろうか。結局、この文化警察構想は、村嶋と島村の兩人から断られたことによって、挫折することになったが、本稿で検討した武田塾や大阪自彊館の事業はこのような構想の延長線上に位置づけることができるものと考えておきたい。また、武田は感化史の先行研究では、子どもたちの「退院後のアフターケア」のための「地域社会との連携」や「感化教育実践における「社会化」」を先駆的に主張した人物として位置づけられている⁵⁵。武田塾の隣保事業化はそのような主張の具体化であると考えられるが、このような武田の主張は米騒動後の警察社会事業の隣保事業化という文脈のなかで理解されるべきものとする。

おわりに

本稿では、かつて私が「画一的・官僚的・強制的」と評価した警察社会事業を改めて検討するために、警察事業を中心的に担った武田慎治郎が運営した大阪府立修徳館（1908年創設）と武田塾（1926年創設）を取り上げ、武田の感化実践を考察してきた。

修徳館で館生による自炊制度が採用されたことがわかるように、武田は、「不良少年」たちの意見を施設運営の一部に取り入れるなど、少年の人権に配慮することができる人物であった。武田の感化実践は「画一的・官僚的・強制的」な取締りを本質とする警察社会事業の枠には収まらない性格を持っていたと評価することができる。

また、武田の意向がその運営により反映していたと考えられる武田塾では、地元住民を対象とする様々な隣保事業が実施された。これは武田が主張していた感化実践上における「地域社会との連携」の具体化という意味を持っていた。一方で、1918年の米騒動後、それまでの強制的な社会事業のあり方を反省した警察は、保育事業など各種の隣保事業を実施していた。武田塾での隣保事業の実施は、米騒動後の警察の動向と共通するものがあったと言える。つまり、武田塾での武田の感化実践も、米騒動後の警察社会事業の隣保事業化という文脈のなかで位置づけられるものと考えられるのである。

最後に残された課題を述べておきたい。本稿では、修徳館・武田塾の事業について、家族制度を中心に検討してきたが、両施設での教育内容、館（塾）生の社会復帰後の実情、保母などの職員の待遇実態なども含めて総合的に検討する課題が残されている。また、本稿で明らかにした武田慎治郎の思想や実践には、いかなるバックボーンがあったのか。さしあたっては、方面委員制度の立案者であった小河滋次郎が1913年に大阪府救済事業指導監督嘱託就任後に組織した救済事業研究会（武田はこの会の幹事であった）を中核とする社会事業関係者の人的交流が想起される。このなかで武田はいかなる影響を受けたのか、検討する必要があるだろう。

[付記] 本稿は、JSPS科研費19K00961の助成を受けたものである。

註

- 1 拙稿「米騒動後の都市地域支配と方面委員の活動」(広川禎秀編『近代大阪の地域と社会変動』部落問題研究所、2009年) 247頁。
- 2 田澤薫「感化事業の女性従業員：武田きし(1896-1977)の生涯」(『関西非行問題研究』15、1996年) 13頁。
- 3 佐々木光郎「社会事業と感化教育実践の展開」(元村智明編著『日本の社会事業：社会と共同性をめぐって』社会福祉形成史研究会、2010年) 124頁。
- 4 藤原正範『近代日本における不良の子どもに対する施設処遇の展開：武田塾の研究』(日本福祉大学提出博士論文、2008年)。
- 5 森田明『少年法の歴史的展開：〈鬼面仏心〉の法構造』(信山社出版、2006年) 247頁。
- 6 以上の武田の経歴については、武田きし編『武田慎治郎記念誌』(日本少年教護協会、1941年) 375-380頁を参照。
- 7 池田敬正「恩賜財団済生会の成立」(後藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館、1992年)。
- 8 この言葉は、戦前の代表的な警察官僚であった松井茂によるものと言われているが、大阪府知事をつとめた大久保利武も同様の言葉を残している。前掲『武田慎治郎記念誌』、291・327頁参照。
- 9 中村については大阪社会事業史研究会『弓は折れず：中村三徳と大阪の社会事業』(大阪社会事業史研究会、1985年)がある。
- 10 三好白羽「特種部落の改善に就て」(『警察協会雑誌』149、1912年) 52頁。
- 11 「●貧民窟の眼病患者 強制治療を行ふ」(『大阪毎日新聞』1913年4月30日)。
- 12 菅沼隆「方面委員制度の存立根拠：日本型奉仕の特質」(佐口和郎・中川清編『福祉社会の歴史：伝統と変容(講座福祉社会第2巻)』ミネルヴァ書房、2005年) 70頁。
- 13 前掲拙稿。
- 14 松下孝昭「都市社会事業の展開と地域社会：一九二〇年代後半～三〇年代の京都市の場合」(『神女大史学』28、2011年) 27頁。
- 15 拙稿「近代大阪における警察社会事業と方面委員制度の創設」(『社会政策』第4巻第1号(通巻第11号)、2012年)。
- 16 詳細な検討は別稿で行う予定である。
- 17 中村三徳「村嶋歸之宛書簡」(1960年頃、村嶋智恵子氏所蔵)。この書簡の写真図版は、『特別展「大阪の米騒動と方面委員の誕生」図録』(大阪歴史博物館、2018年) 35頁に掲載。
- 18 大阪毎日新聞慈善団編『大阪毎日新聞慈善団二十年史』(大阪毎日新聞慈善団、1931年) 15頁及び大阪府『恩賜財団済生会大阪府例規集』(大阪府、1918年) 6頁
- 19 有松英義「感化救済事業と警察」(1909年頃、大阪府立中央図書館所蔵) 9-10頁
- 20 大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房、2000年)の第五章「「デモクラシー」の高揚と警視庁」を参照。
- 21 宮地忠彦『震災と治安秩序構想：大正デモクラシー期の「善導」主義をめぐって』(クレイン、2012年) 50頁。
- 22 100周年記念誌委員会編『石井十次の残した物：愛染園セツルメントの100年』(石井記念愛染園隣保館、2010年)。
- 23 沢山美果子『江戸の捨て子たち：その肖像』(吉川弘文館、2008年) 1-6頁。
- 24 『明治四拾五年度日誌 愛染橋保育所・夜学校』(社会福祉法人石井記念愛染園蔵)。

- 25 前掲『武田慎治郎記念誌』、328頁。
- 26 武田慎治郎「感化七想」(内務省社会局編『感化事業回顧三十年』社会局、1930年)144頁。
- 27 修徳館に関する以下の記述は、特に断らない限り大阪府編『大阪慈恵事業乃葉』(大阪府、1914年)156～161頁による。
- 28 1922年4月の感化法の改正によりこの第5条第1号の規程は14歳未満に改正され、さらに同条第4号として「少年審判所ヨリ送致セラレタル者」が加わった。
- 29 改正前の感化法は、感化院の設置を各府県の任意とし、その設立・運営費も各府県の負担としたため、感化法を施行したのは大阪府を含めわずか2府3県にすぎなかった(大阪府はその中でも最後に施行)。しかし、1907年の刑法改正により懲治場が廃止されたこととともない、従来の懲治場処分者の新たな収容先として感化院が期待されることになったため、各府県に感化院の設置を義務づけるとともに、その費用に国庫からの補助ができるよう感化法が改正された。以上については、田中亜紀子『近代日本の未成年者処遇制度：感化法が目指したもの』(大阪大学出版会、2005年)を参照。
- 30 村嶋歸之「非行少年の今と昔」(『大阪の社会事業』127号、1961年3月15日)には、武田が「創立当時からあった寄宿舎制を廃止し、思いきって、家族制度をとり入れた」とある。しかし、1910年12月に開催された感化院長協議会における修徳館々長田中淳蔵の発言から、田中館長時代にすでに家族制度が採用されていたことが判明する(感化院長協議会編『第一回感化院長協議会速記録』1910年)。田中は、修徳館での兵式訓練を紹介するなかで、「一家庭に一人づつ喇叭手を配置」していたことを話している(同書136頁)。また、館生に「自分の下駄を自分で確実に履か」せるために、「一家庭に就て残らず下駄の形を異にした」という実践を紹介していた(同書191頁)。なお、速記録は『日本児童問題文献選集』24(日本図書センター、1984年)に復刻されている。
- 31 村嶋前掲記事。
- 32 前掲『武田慎治郎記念誌』、50頁。
- 33 二井仁美『留岡幸助と家庭学校：近代日本感化教育史序説』(不二出版、2010年)76頁。
- 34 大阪府立修徳学院『創立100周年記念誌』(大阪府立修徳学院、2008年)。
- 35 二井、前掲書、22～23頁掲載の、1927年3月時点での全国の感化院一覧(59施設)によれば、家族舎制度を採用しているのは47施設にのぼっている。
- 36 前掲『武田慎治郎記念誌』、296～297頁。
- 37 前掲『第一回感化院長協議会速記録』、29頁。
- 38 前掲『第一回感化院長協議会速記録』、104頁。
- 39 佐々木光郎・藤原正範『戦前感化・教護実践史』(春風社、2000年)307頁。
- 40 前掲『第一回感化院長協議会速記録』によって具体的に判明する感化院としては、茨城県薫風塾(炊婦、63頁)、香川県立斯道学園(女、102頁)、福井県平岡学園(炊夫、109頁)、長野県立海津学舎(洗濯もする炊事婦、117頁)、宮城県修養学園(洗濯もする炊婦、121頁)、愛媛県松山自彊学園(炊事婦の婆、139頁)がある。
- 41 武田塾所蔵。武田慎治郎は館長時代にほぼ毎日日誌をつけていたが、1916年のみ6日しか日誌を記さなかった。柏原市立歴史資料館の石田成年氏のご教示によれば、これは同年4月に養子(享年22歳)が亡くなったことと関係している可能性があるという。日誌の閲覧にあたっては、所蔵者である武田塾および石田氏にお世話になった。
- 42 田中前掲書、171～178頁。
- 43 以下の武田塾に関する記述は、特に断らない限り武田塾『財団法人武田塾要覧』第4輯(武田塾、1940年)を参照した。武田塾については、その他に武田塾編『共に在る：武田塾六十年のあゆみ』(武田塾、1987年)、藤原前掲論文がある。

- 44 『武田塾日誌』(武田塾蔵)。
- 45 同前。
- 46 以下の記述は、大阪自彊館編『大阪自彊館の十七年』(財団法人大阪自彊館、1928年)45～48頁による。
- 47 拙稿「部落事務員について」(『大阪歴史博物館研究紀要』第14号、2016年)。
- 48 内務省社会局編『部落改善の概況』(内務省社会局、1922年)。ここでいう7ヶ所の「部落」とは、いわゆる被差別部落出身者が居住・移住しているという社会的実態を背景にして警察が「部落」と認識した地域のことであり、7ヶ所全てが一般的に「部落」と認識されていたわけではない。
- 49 石井記念愛染園については、前掲『石井十次の残したもの：愛染園セツルメントの100年』がある。
- 50 前掲『武田慎治郎日誌』。
- 51 大林宗嗣(1884-1944)は、1884年熊本県山鹿郡(現山鹿市)生まれ。中学生時代にキリスト教に出会い、青山学院卒業後の1910年にアメリカに留学。シアトルの日本人美以教会の副牧師をつとめた後、翌年にドルー神学校に入学し、キリスト教社会学やセツルメント論などを学んだ。卒業後は美以教会の牧師となり、1918年に帰国。妻同士が姉妹の関係であった高田慎吾の招きで、翌年に大原救済事業研究所の研究員となった。大林については、永岡正己「川上貫一と大林宗嗣」(『日本福祉大学研究紀要』58、1984年)を参照した。
- 52 大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』(同人社書店、1922年)75～77頁。
- 53 村嶋歸之「警部社会事業家？」(『大阪の社会事業』116、1960年3月12日)。
- 54 柳河瀬精『告発！戦後の特高官僚：反動潮流の源泉』(日本機関紙出版センター、2005年)24頁。『第8代大阪市長 加々美武夫小伝』(大阪市役所、1963年)7頁。
- 55 佐々木前掲論文、123～124頁。

Police Social work in modern Osaka and youth reformation by TAKEDA Shinjiro-Osaka Prefectural Shutoku-kan and Takeda-juku

IIDA Naoki

In the past, I once evaluated a social project carried out by the Osaka Police after the Russo-Japanese War as “uniform, bureaucratic and compulsory”. This paper examines Takeda Shinjiro's practice by taking up two reformatories operated by Takeda, who mainly took charge of the police social work, to reexamine the police social work.

Takeda was a person who was able to take into account the human rights of boys, such as incorporating the opinions of “bad boys” as part of the facility management. Takeda's practice can be evaluated as having a personality that does not fit within the framework of police social work, which is based on “uniform, bureaucratic, and compulsory” control.

Takeda Juku, which is thought to have reflected Takeda's intentions through its management, has implemented various neighborhood insurance projects for local residents. After the 1918 Rice riot, the police reconsidered the way they had been forced to do social work. The police then carried out a variety of neighborhood insurance projects such as childcare services. The neighboring insurance business at Takeda Juku had something in common with the police movement after the Rice riot. In other words, Takeda practice at Takeda Juku is also positioned in the historical context of making the police social work a neighbor business after the Rice riot.

